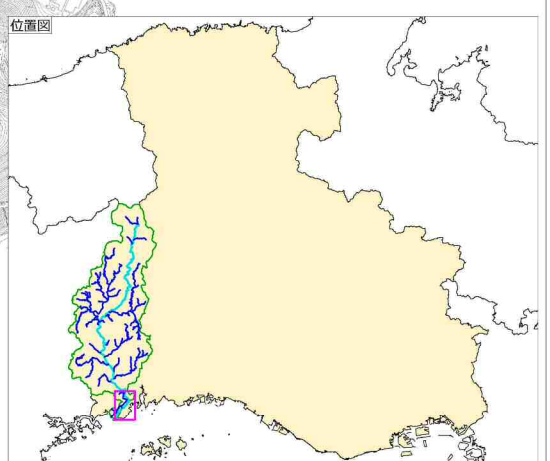
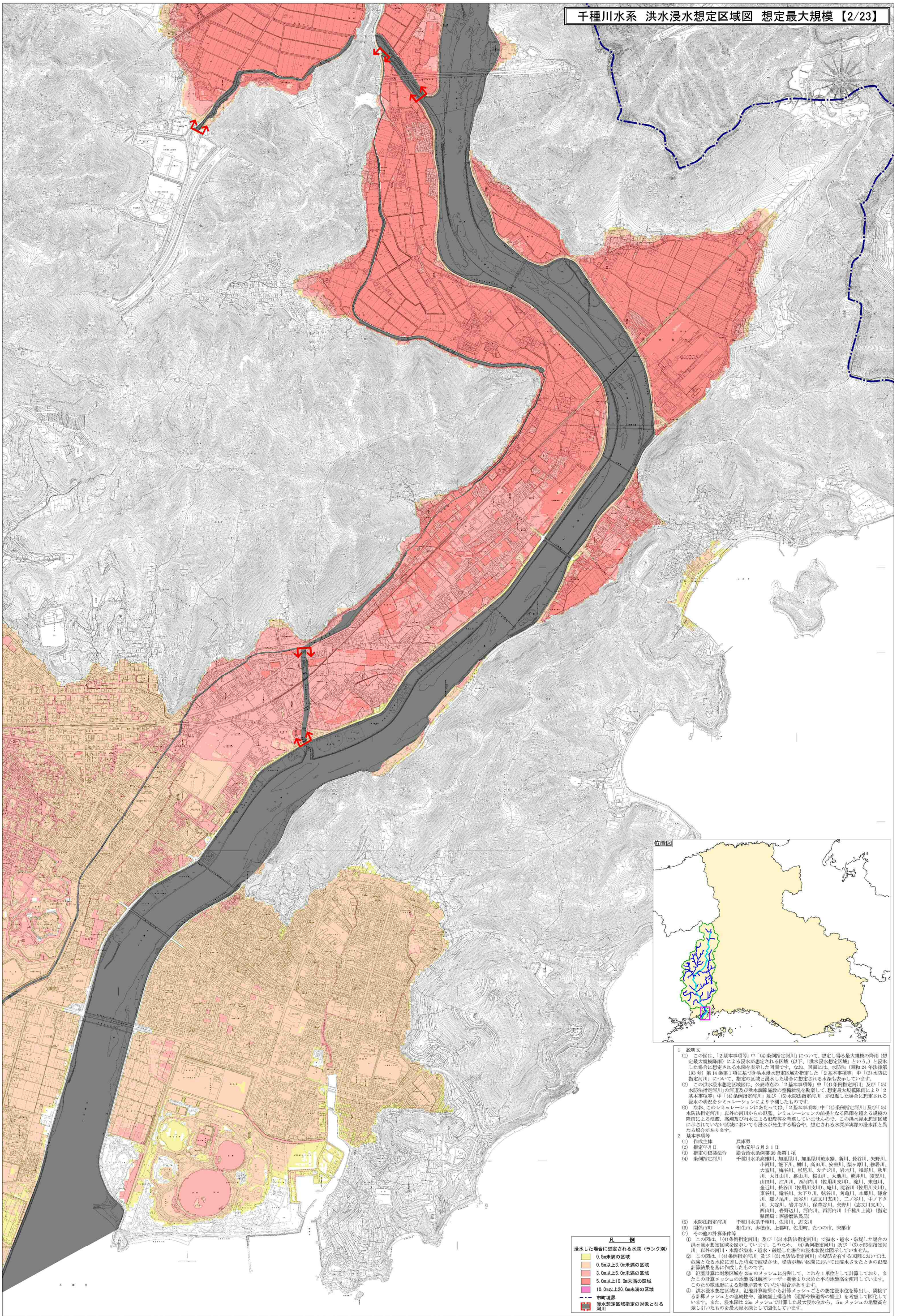


- 1 説明文**
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第100号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
  - (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前後となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等**
- (1) 作成主体 長瀬市
  - (2) 指定年月日 令和元年6月31日
  - (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第28条第1項
  - (4) 条例指定河川 千種川水系高瀬川、加屋川、加屋川用水路、新川、長谷川、大野川、小野川、野下川、新田川、高田川、安田川、東田川、東谷川、東野川、大富川、柳谷川、杉尾川、カシジ川、岩木川、細野川、秋風川、大目山川、藤山川、大池川、熊井川、須賀川、山田川、江川、西河内川（佐用川支川）、淀川、本池川、金定川、長谷川（佐用川支川）、庵川、滝谷川（佐用川支川）、東谷川、滝谷川、大下り川、志谷川、角尾川、本郷川、鎌倉川、鎌ノ尾川、長谷川（志文川支川）、二ノ谷川、中ノ下谷川、大谷川、岩井谷川、保草谷川、矢野川（志文川支川）、西山川、岩野川、河内川、西河内川（千種川上流）（指定国民局：西濃振興局）
  - (5) 水防法指定河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
  - (6) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、赤松市
  - (7) その他の計画条件等
    - この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で洪水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
    - この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が壊れた区域においては洪水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
    - 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの境界は等高線より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。
    - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水深度を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続堤土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図示しています。また、浸水深度25mメッシュで計算した最大浸水深度から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

**凡 例**

浸水した場合に想定される水深（ランク別）
0.5m未満の区域
0.5m以上3.0m未満の区域
3.0m以上5.0m未満の区域
5.0m以上10.0m未満の区域
10.0m以上20.0m未満の区域
市町境界
浸水想定区域指定の対象となる河川





**1 説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第109号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の状態を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超過する規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 県庁  
 (2) 指定年月日 令和元年5月31日  
 (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項  
 (4) 条例指定河川 千種川水系高瀬川、加屋尾川、加屋尾川放水路、新川、長谷川、矢野川、山田川、江川、西内川（佐用川支流）、滝川、末田川、金田川、長谷川（佐用川支流）、堀川、滝谷川（佐用川支流）、東谷川、滝谷川、大下川、佐用川、真田川、本郷川、鎌倉川、藤ノ尾川、長谷川（志文川支流）、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、若井川、保壽谷川（千種川支流）、西山川、若野川、河内川、西内川（千種川上流）（指定河川局：西播磨県民局）

(5) 水防法指定河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川  
 (6) 関係市町 相生市、赤穂市、土御門、佐用町、たつの市、宍粟市  
 (7) その他の計算条件等

(1) この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で漏水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が漏水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。

(2) この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区域において、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域については浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

(3) 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形の影響が表れていない場合があります。

(4) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水深を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続堤上構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図示しています。また、浸水時は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

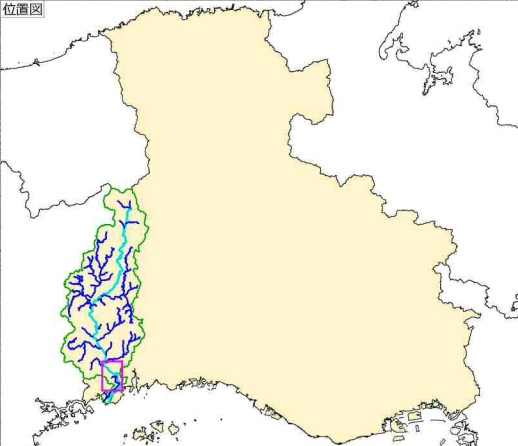
**凡 例**

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上3.0m未満の区域
- 3.0m以上5.0m未満の区域
- 5.0m以上10.0m未満の区域
- 10.0m以上20.0m未満の区域

市町境界  
 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川





1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律100号)第11条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の状態を勘照して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び水による氾濫等を考慮していません。この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 指定年月日 令和元年5月31日  
 (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項  
 (4) 条例指定河川 千種川水系高瀬川、加東尾川、新川、長谷川、矢野川、小川、能下川、柳川、安土川、築ヶ原川、柳野川、大富川、権谷川、杉尾川、カチジ川、岩木川、細野川、秋山川、大目山川、藤山川、福山川、大地川、新井川、須安川、山田川、江川、西河内川(佐用川支川)、滝川、米田川、金谷川、長谷川(佐用川支川)、堀川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、大下川、笠谷川、角尾川、本郷川、鎌倉川、瀬ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、新井谷川、矢野川(志文川支川)、福山川、岩野川、河内川、西河内川(千種川上流)〔指定区域：西播磨県民局〕  
 (5) 水防法指定河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川  
 (6) 関係市町 相生市、赤穂市、土庫町、佐用町、たつの市、宍粟市  
 (7) その他計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溜水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・本流が溜水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域については浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形は縦断レーザ測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

